山剣連第 １０２ 号

令和６年６月１０日

各地剣道連盟会長　殿

（一財）山口県剣道連盟

会　長　中 西　 章

［公印省略］

剣道四段・五段審査会の実施について

当剣連では、本年度の行事計画に基づき、標記審査会を別紙実施要項のとおり実施いたします。

つきましては、地区会員に周知徹底されるとともに申込み手続き等をお願いします。

剣道四段・五段審査会（再審査を含む）実施要項

１　期　　日

令和６年８月２４日（土）午前１０時００分から

（受付時間　午前９時００分～同９時３０分まで　時間厳守）

２　場　　所

維新百年記念公園維新大晃アリーナ「武道館」

３　審査方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び（一財）山口県剣道連盟剣道・居合道・杖道称号段位審査規程による。

４　受審資格

　　地区剣道連盟の会員であり、各段の修行年数を経過している者

　　※全日本剣道連盟が、「特に優秀と認められた者」として認定した者は、修行年数にかかわらず受審できる。

５　審査科目

⑴　受審者

実技、日本剣道形、学科（レポートを提出）

⑵　再審査（過去１年以内に実技を合格している者）

　　日本剣道形、学科（レポートを提出）

※　学科に関しては、先に指示した注意事項を厳守してください。

　※　社会体育指導者資格初級の認定を受けた者は、五段の学科審査を免除するものとする。

６　審査申込み

1. 申込期限

令和６年８月１５日（木）　（期限厳守のこと）

1. 審査料

①　四段　７，１５０円、五段　８，２５０円

②　再審査

　　四段　３，６３０円、五段　４，１８０円

1. 合格者の登録料等

○　四段　登録料　　１５，６２０円

特別振興金　１，０００円　　　　合計１６，６２０円

○　五段　登録料　　２１，０１０円

　　　　　特別振興金　１，０００円　　　　合計２２，０１０円

**（登録料等は、当日の徴収はありません。振込用紙をお渡しますので、１週間以内に郵便振替にて納付することになります。）**

1. 送付先

○　各地区剣道連盟は、審査申込書を取りまとめて山口県剣道連盟事務局にメール又はＦＡＸにより送付すること。

※　申込書は正確に記載すること。特に名前は略字等が散見されるが、全剣連に登録する時の原本となるので注意すること。

※　申込書の責任者欄の印漏れがないようにすること。

〒７５３－００８３山口市後河原２３７－１　警察体育館別館内

（一財）山口県剣道連盟

○　審査料は、郵便振替にて送金すること。（期限厳守のこと）

郵便振替　　口座番号　０１５５０－３－３８２０

加入者名　　（一財）山口県剣道連盟

７　安全対策

⑴　感染症対策

受審者は、発熱等の症状があり、感染症に罹患した疑いがある場合は、受審を見合わせること。

⑵　一般的安全対策

・　受審者は、各自健康管理に十分留意すること。

・　主催者においては審査中に傷害等が発生した場合は応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。

なお、主催者は受審者に対し傷害保険に加入（会場への往復途上は含まない。）する。※入院：日額５，０００円　通院：日額３，０００円

・　受審者は健康保険証を持参のこと。

８　個人情報保護法の対応

申込書に記載される個人情報は、山口県剣道連盟が実施する審査会の運営及びホームページへの掲載等のため利用する。

９　ビデオ撮影等

　　別添　「ビデオ撮影等について」を厳守すること。

**別添**

**[ビデオ撮影等について］**

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

　　⑴　大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

　　⑵　大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。

　　⑶　大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。